

宮城県監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果等について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同条同項の規定に基づき公表する。

平成22年12月14日

宮城県監査委員 内 海 太
宮城県監査委員 佐々木 敏 克
宮城県監査委員 遊 佐 勘左衛門
宮城県監査委員 工 藤 鏡 子

1 監査委員の報告日

平成22年9月14日

2 通知のあった日

宮城県知事 平成22年10月29日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 税務課・地方税徴収対策室

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、県税事務所に対する収納促進の指導徹底と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

・H21年度収入未済額

現年度分 3,067,580,116円

過年度分 5,700,994,581円

合 計 8,768,574,697円

・H20年度収入未済額

現年度分 3,170,285,635円

過年度分 4,997,142,850円

合 計 8,167,428,485円

ロ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策本部」を継続して設置するとともに、新たな「宮城県税収確保対策3か年計画」を策定した。縮減目標に基づき各県税事務所に収入未済額の縮減目標を設定させ、財産調査の徹底や差押徴収の強化、公売での換価など早期滞納処分を着実に実行し、大幅な縮減目標達成に向け、一層の進行管理の徹底と収納促進に努めている。

また、各県税事務所においては、定期的に滞納事案検討会を開催しており、当課においても引き続き適切な債権管理に向けた指導、助言を継続していく。

市町村において個人市町村民税と併せて徴収する個人県民税の収入未済額は増加したが、これを除く県税の滞納額は着実に縮減されている。

特に個人県民税の徴収対策については、地方税徴収対策室による滞納整理の強化や市

町村への徴収支援，各県税事務所による市町村と連携しての企業に対する特別徴収への移行要請などを重点的に実施し，収入未済額の縮減に努めていく。

(2) 情報政策課・情報産業振興室

イ 監査委員の報告の内容

補助金等精算返還金において，収入未済があったので，収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金

・ H 2 1 年度収入未済額

現年度分 19,487,000円

ロ 措置の内容

対象企業に対し，平成22年7月に事業所を直接訪問するなどして，返還金の納付を繰り返し求めた。

対象企業から，資金繰りが厳しい旨の説明があったものの，平成22年7月以降毎月10万円の納付がされている。

今後も，弁護士等と相談しながら，継続して返還を求めていく。

(3) 廃棄物対策課・竹の内産廃処分場対策室

イ 監査委員の報告の内容

特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）において，債務者に対して納付命令しているものの，納付されていない状況にあるので，収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・ H 2 1 年度収入未済額

現年度分 330,017,612円

過年度分 163,937,344円

合計 493,954,956円

・ H 2 0 年度収入未済額

現年度分 67,309,098円

過年度分 96,628,246円

合計 163,937,344円

ロ 措置の内容

県内に在住している債務者に対しては，電話連絡や自宅訪問による直接交渉を行ったほか，金融機関や債務者が所在する市町村の協力を得て資産調査を実施したが，優良な資産は確認できず収入の確保に至らなかった。

所在が不明として，納付命令書・督促状等の郵便物が返戻されている債務者については，公示送達により法的効果を確保したほか，当該債務者の住民票を有する市町村に再度，調査を依頼するとともに現地調査も実施したが，本人との接触や居所の確認はできなかった。

引き続き，粘り強く債務者に納付を促す交渉を行っていくほか，資産調査や所在調査を継続して実施し，新たな資産の発見や所在確認に努める。また，強制徴収や債務者に一部納付させることも検討しながら収入未済の縮減を図っていくものとする。

(4) 子ども家庭課・子育て支援室

イ 監査委員の報告の内容

母子寡婦福祉資金貸付金償還金及び児童保護費において、収入未済があったので、保健福祉事務所、児童相談所に対する収納促進の指導徹底と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

母子寡婦福祉資金貸付金償還金

・ H 2 1 年度収入未済額	
現年度分	1 6 , 7 0 9 , 4 6 4 円
過年度分	5 7 , 5 4 1 , 9 8 7 円
合 計	7 4 , 2 5 1 , 4 5 1 円
・ H 2 0 年度収入未済額	
現年度分	1 6 , 0 7 0 , 4 8 6 円
過年度分	5 0 , 1 2 9 , 6 9 1 円
合 計	6 6 , 2 0 0 , 1 7 7 円

児童保護費

・ H 2 1 年度収入未済額	
現年度分	3 , 9 8 0 , 7 6 0 円
過年度分	1 3 , 2 5 3 , 2 3 3 円
合 計	1 7 , 2 3 3 , 9 9 3 円
・ H 2 0 年度収入未済額	
現年度分	4 , 3 9 8 , 5 9 4 円
過年度分	1 1 , 4 1 3 , 6 7 9 円
合 計	1 5 , 8 1 2 , 2 7 3 円

□ 措置の内容

収入促進対策と収入未済の発生防止対策を継続的に実行し、申請段階または負担金発生時点から償還・納付まで納入義務者の生活状況を十分に確認するなど、納入義務者（貸付金に関しては、連帯借受人、連帯保証人を含む。）に対し、きめ細やかな助言・指導を行うよう保健福祉事務所・児童相談所への指導を徹底していく。併せて、一部弁済の受領や不能欠損処理等についても適切に実施していく。

また、「収入未済額の縮減に向けた行動計画」で掲げた目標の達成に向けた適切な事務処理の実施について指導するとともに、各事務所における効果的な収納促進対策等や他県等の先進的な取組について情報収集し、各事務所に情報提供するなどして収入未済の縮減を図っていく。

(5) 新産業振興課

イ 監査委員の報告の内容

普通財産の土地貸付に係る使用料において、6ヶ月以上の調定遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。

(内容)

・ 貸付内容	技術開発研究会館敷地
・ 貸付年月日	平成21年4月 1日
・ 貸付期間	平成21年4月 1日から平成25年3月31日まで
・ 調定年月日	平成22年1月12日(平成21年度分)
・ 調定金額	693,720円

□ 措置の内容

平成22年度分の使用料については、指摘後遅滞なく調定を行った。

また、平成23年度以降については、契約書に納期の定めがなかったので、明記し、適切な使用料の調定を行う。

(平成22年度の事務処理)

- ・貸付内容 技術開発研究会館敷地
- ・調定年月日 平成22年6月21日(平成22年度分)
- ・調定金額 693,720円

(6) 農林水産経営支援課

イ 監査委員の報告の内容

林業・木材産業改善資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

- ・H21年度収入未済額
 - 現年度分 3,242,000円
 - 過年度分 10,051,000円
 - 合計 13,293,000円
- ・H20年度収入未済額
 - 現年度分 295,000円
 - 過年度分 10,016,000円
 - 合計 10,311,000円

ロ 措置の内容

林業・木材産業改善資金貸付償還金の収入未済については、電話連絡や訪問面談等により、債務者の生活の実態を把握しながら納入の指導を行うことで縮減を図っている。

債務者の多くは、多重債務者や破産者であることから、償還が困難となっている状況も見受けられるので、今後も定期的な電話連絡と訪問面談等により、収納促進と適切な債権管理に努めていく。

(7) 林業振興課

イ 監査委員の報告の内容

補助金等精算返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

国産材産地体制整備事業補助金及び地域材ブランド化促進事業補助金

- ・H21年度収入未済額
 - 現年度分 27,214,804円

ロ 措置の内容

経営環境の激変等により、事業実施主体が事業継続を断念したことを受け、工場施設等の補助施設を対象に平成22年1月に補助金残価相当分の返還を求めたものであり、年度内に返還されず収入未済になった。

対象施設については、平成22年3月23日に日本政策金融公庫が裁判所に競売申立を実施しており、競売終了後に、速やかに債権回収を図る必要があることから、裁判所からの情報収集等により競売の進捗状況を把握するとともに、返還に向けた関係機関との調整に努めている。

(8) 水産業基盤整備課

イ 監査委員の報告の内容

特別納付金（第三創栄丸の行政代執行に係る費用）において、債務者に対して納付命令しているものの、納付されていない状況にあるので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

（内容）

・ H 2 1 年度収入未済額

現年度分 8,742,300円

□ 措置の内容

特別納付金の収入未済については、気仙沼漁港に18年にわたり放置された汽船第三創栄丸の行政代執行による当該船舶の撤去に要した費用である。

債務者に対し督促を行うなど納付を促したが、納付に至らなかったことから、都市銀行、地方銀行等19の金融機関を対象に債務者の財産確認調査を実施した。その結果、5件の預金口座の存在が明らかになり、現在、口座ごとの残高について追加調査中である。

今後も、粘り強く債務者に対し文書、電話、訪問等により納付指導を行っていくとともに、上記調査結果を踏まえて、追加財産確認調査を実施し、強制徴収や債務者に一部納付させることも検討するなど収入未済の縮減を図っていく。

（9）都市計画課

イ 監査委員の報告の内容

土地区画整理組合事業資金貸付金償還金に係る延滞金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

（内容）

・ H 2 1 年度収入未済額

現年度分 199,455,614円

過年度分 37,772,088円

合 計 237,227,702円

・ H 2 0 年度収入未済額

現年度分 35,651,541円

過年度分 2,120,547円

合 計 37,772,088円

□ 措置の内容

H 2 0 年度分については、名取市愛島東部第二土地区画整理組合に係る H 1 1 年度及び H 1 4 年度貸付分の延滞金・延納金である。H 2 1 年度の現年度分についても、同組合に係るものであるが、国の無利子再貸付制度の時限措置を活用し、県への未返済元金分4億4千万を再貸付し、即日返済を受けることにより、延滞金・延納金が確定したものであり、この措置により、延滞金・延納金の増加を停止させている。

今後の土地区画整理組合に対する債権（貸付金及び延滞金・延納金）回収のためには、保留地販売の促進が必要であり、協定に定める返済スキームに基づいた計画的な返済を図るべく、組合内に設置した保留地販売促進協議会の場などを通じて、組合の運営状況の確認や指導・助言を引き続き行っていく。

なお、貸付にあたっては連帯保証人を設定しており、平成17年には担保の設定も行い、貸付元金に係る債権の保全を図っている。

（10）住宅課

イ 監査委員の報告の内容

県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

県営住宅使用料

・ H 2 1 年度収入未済額

現年度分 99,310,031円

過年度分 166,892,583円

合 計 266,202,614円

・ H 2 0 年度収入未済額

現年度分 82,055,142円

過年度分 149,508,863円

合 計 231,564,005円

県営住宅駐車場使用料

・ H 2 1 年度収入未済額

現年度分 8,147,600円

過年度分 7,769,264円

合 計 15,916,864円

・ H 2 0 年度収入未済額

現年度分 6,814,500円

過年度分 6,596,980円

合 計 13,411,480円

□ 措置の内容

滞納者約1,000人に対し、滞納期間に応じた滞納整理を行う。

・ 滞納期間1ヶ月

本人あて文書催告、電話催告

・ 滞納期間1～11ヶ月

連帯保証人あて納付協力の依頼、債務履行要請書の送付。

訪問催告。

本人面談(10月,11月,2月)。

・ 滞納期間12ヶ月以上

明渡し訴訟の対象とする文書送付、勤務先等への電話催告。

本人面談(10月,11月,2月)

滞納整理強化期間の設定及び休日滞納整理を実施し、収納に努める。

・ 決算期(4～5月)、夏期(7月)、冬期(12月)

生活保護受給者の代理納付について生活保護の実施機関と協議し、H22年度当初は2事務所、現在は5事務所で開催している。

新規入居者には納付状況の確認及び遅延者に対する指導を重点的に実施している。また、引き続き、収入率が98%未満の滞納者が多い33団地では集中的な訪問催告を行っている。

退去者の滞納分については、H21年度分を新たに民間債権回収会社に回収を依頼している。

(11) 警察本部

イ 監査委員の報告の内容

放置違反金及び損害賠償金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

放置違反金

- ・ H 2 1 年度収入未済額
 - 現年度分 1 2 , 7 9 9 , 0 0 0 円
 - 過年度分 2 5 , 1 8 0 , 5 3 6 円
 - 合 計 3 7 , 9 7 9 , 5 3 6 円
- ・ H 2 0 年度収入未済額
 - 現年度分 1 6 , 3 1 9 , 0 0 0 円
 - 過年度分 2 3 , 7 5 6 , 3 3 6 円
 - 合 計 4 0 , 0 7 5 , 3 3 6 円

損害賠償金

- ・ H 2 1 年度収入未済額
 - 現年度分 1 , 0 2 1 , 4 5 0 円
 - 過年度分 1 2 , 9 7 4 , 4 0 0 円
 - 合 計 1 3 , 9 9 5 , 8 5 0 円
- ・ H 2 0 年度収入未済額
 - 現年度分 2 , 5 7 4 , 6 0 0 円
 - 過年度分 1 1 , 4 3 4 , 3 5 0 円
 - 合 計 1 4 , 0 0 8 , 9 5 0 円

□ 措置の内容

放置違反金

収入未済額縮減のため、債務者に対し継続的に

- ・ 滞納処分の強化
- ・ 訪問による催促の強化
- ・ 電話催促の強化

を行い、収納促進と収入未済の発生防止に努める。

損害賠償金

収入未済額縮減のため、債務者に対する債務者管理票による管理を行うとともに、継続的に電話や訪問により催促を実施し、収納促進と収入未済の発生防止に努める。

(12) 高校教育課、義務教育課・特別支援教育室

イ 監査委員の報告の内容

県立学校における学校徴収金等において、職員が不適正な会計処理を繰り返し、私的に流用したことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じるとともに、指導徹底を図りたい。

(内容)

米谷工業高等学校

- ・ 職員による私的流用金額 約 4 8 0 , 0 0 0 円
- ・ 私的流用があったとされる期間 平成 2 0 年 9 月から平成 2 2 年 3 月まで

仙台西高等学校

- ・ 職員による私的流用金額 6 , 6 8 9 , 0 9 8 円
- ・ 私的流用があったとされる期間 平成 2 1 年 2 月から平成 2 2 年 3 月まで

船岡支援学校

- ・職員による私的流用金額 6,976,081円
- ・私的流用があったとされる期間 平成22年4月から平成22年6月まで

□ 措置の内容

高校教育課

学校徴収金に係る事務処理については、「宮城県立学校学校徴収金会計事務に関する取扱要領（準則）」（以下、「取扱要領」という。）を示し、適切な事務処理を指導してきた。

今回指摘された事項については、取扱要領が遵守されていなかったことが原因であると考え、平成22年8月19日に開催された県立学校長臨時会議において、取扱要領の遵守の徹底を指示した。

また、米谷工業高等学校の事故は寮費の私的流用であったため、寮費会計がある高校2校の事務処理状況を直ちに調査したほか、平成22年9月までに13校を個別に訪問し、調査を実施した。

今後も、個別に実地調査を行うとともに、事務長会議等機会をとらえて取扱要領遵守の徹底を指導をしていくこととした。

義務教育課・特別支援教育室

学校徴収金に係る事務処理については、「宮城県立学校学校徴収金会計事務に関する取扱要領（準則）」（以下、「取扱要領」という。）を示し、適切な事務処理を指導してきた。

不適切な事務処理の再発防止に向け、以下の点を実施した。

平成22年8月に県立学校長臨時会議において、職員の服務規律の確保と取扱要領等の遵守の徹底を指示した。

平成22年9月に全県立支援学校を訪問し、事務長に対して学校徴収金についてヒアリングを行い、取扱要領遵守徹底を指示した。

平成22年10月の特別支援学校校長会において、職員の綱紀粛正について再度徹底を図るよう指示した。

(13) 米谷工業高等学校

イ 監査委員の報告の内容

保護者から納入された寄宿舍に係る寮費等において、職員が不適正な会計処理を繰り返し、私的に流用したことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

（内容）

- ・職員による私的流用金額 約480,000円
- ・私的流用があったとされる期間 平成20年9月から平成22年3月まで

□ 措置の内容

「宮城県立学校学校徴収金会計事務に関する取扱要領」の遵守を徹底し、特に、現金で支払いを行った場合の出納責任者（事務室長）による精算確認、年度中途及び年度末における出納責任者による会計検査の実施と執行責任者（校長）への報告並びに事務室長等の異動に伴う事務引継を確実にすることとした。

また、寮費について、監査体制が整備されていなかったことから、本年度から関係保護者2名を監事に委嘱して監査を実施することとした。さらに、郵便振替により収納している寮費の収入に際しては、新たに振替口座からの「払出伺」を作成し、管理用口座

へ入金する際に起票している「収入伺」とともに決裁を受けて入金することとした。

(14) 仙台西高等学校

イ 監査委員の報告の内容

学校徴収金等において、職員が不適正な会計処理を繰り返し、私的に流用したことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

(内容)

- ・職員による私的流用金額 6,689,098円
- ・私的流用があったとされる期間 平成21年2月から平成22年3月まで

ロ 措置の内容

不適切な事務処理を防止するため、「宮城県仙台西高等学校学校徴収金等会計事務に関する取扱要領」に基づき、支出については、業者支払い後に出納責任者(事務室長)が精算確認を実施し、また、年2回出納責任者による検査を実施することとした。

なお、金庫内の現金保管状況を把握するため、現金管理簿を作成し随時確認することとした。

今後の会計事務処理について、平成22年6月17日開催の職員会議において職員に周知した。

また、校長から公務員としての服務規律保持について指示した。

(15) 船岡支援学校

イ 監査委員の報告の内容

団体会計等において、職員が不適正な会計処理を繰り返し、私的に流用したことが認められたので、再発防止に向けて速やかに事務の改善を講じられたい。

(内容)

- ・職員による私的流用金額 6,976,081円
- ・私的流用があったとされる期間 平成22年4月から平成22年6月まで

ロ 措置の内容

不適切な事務処理を防止するためにチェック体制の強化を検討し、「宮城県立船岡支援学校学校徴収金等会計事務に関する取扱要領」の改正を行うとともに学校関係団体と協議し、以下の点について実施した。

支出決議の都度、出金票の押印確認と通帳の確認を出納責任者(事務室長)が行う。

学校の関係団体の役員が、毎月、支出決議書や通帳等の会計書類の検査を行う。

さらに、平成22年8月25日に全職員を対象として、会計に関する研修会を行い、要領の改正と事務手続きの流れについて周知した。

また、職員会議等で公務員としての倫理保持について、校長から指示した。